

2 平成23年度の計画実施状況の概要

すべての施策で概ね順調に事業を進めることができました。施策ごとの事業の実施状況の概要は以下のとおりです。

施策1 虐待やいじめ等の防止と子どもの権利の保障

虐待やいじめがなく子どもの命が守られ、子ども一人一人が尊重されるなど子どもの権利が守られるように、相談体制の充実や相談機関の連携強化を図るとともに、一人の人格を持った人間として子どもが尊重されるよう施策を進めます。

施策の展開	内容	平成23年度の実施状況
○ 子どもの権利を守り生かすことへの支援	子どもの権利を守り、子どもの主体的な社会参加などを促す施策を進めます。	● 「児童相談所」、「ハートフレンドなごや」において、いじめや不登校等の子どもの問題に関する相談に必要なに応じて連携しながら適切に対応しました。また、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく内閣府のモデル事業の指定を受け、関係局による検討会議を設置し、「本市のネットワークのあり方」について検討する中で、本市の子ども・若者の現状及び課題を明らかにしました。
○ 子どもを虐待から守るための支援	子どもの虐待防止の啓発、虐待を社会全体で防ぐ体制の強化、虐待のあった子どもや家庭への支援などの施策を進めます。	● 2か所の児童相談所に主査（警察官）を配置し、機能強化を図りました。また、児童虐待防止を啓発する「オレンジリボンキャンペーン」では、民間企業等との連携を進め、新たに市内の理容組合、美容組合、ドラッグストア等の協力を得て子育て応援カードを配布しました。さらに、地域における見守り支援としてなごやすくすくボランティア養成講座を実施しました。児童虐待相談件数が増加しており、児童相談所の更なる機能強化が課題です。
○ 不登校・いじめ等の対策の推進	不登校やいじめなど問題を抱えた子どもの相談、支援などの施策を進めます。	● 「スクールカウンセラー」を全中学校・高等学校に配置し、児童生徒のさまざまな心の問題に対応しました。また、「子ども適応相談センターにおける不登校児への支援」、「不登校対応支援講師の配置」、「ひきこもり・不登校対策事業」により不登校児童対策を推進しました。

施策2 子どもの育ちの支援（その1）

子どもが健康に育ち、豊かな人間性や社会性を身につけ、自己肯定感をはぐくむことができるよう、家庭・地域・幼稚園・保育所や学校等がそれぞれ安全に安心して過ごせる居場所となり、さまざまな遊びや体験ができるよう施策を進めます。また、子どもの育ちの支援にあたっては、将来の社会的自立を念頭に置き、年齢に応じた支援を行えるよう配慮します。

さらに、ニートやひきこもりといった困難を抱えた若者への対応として、関係機関や地域などと連携し、支援することができる体制づくりに努めます。

施策の展開	内容	平成23年度の実施状況
○ 子どもの健康支援	子どもの健康づくり、医療費負担の軽減、医療体制の充実などの施策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「乳幼児健康診査」、「新生児乳児等訪問指導」、「保育所や学校における食育の推進」など、子どもの健康支援の事業を推進しました。また、「子ども医療費の助成」においては平成23年10月から通院についても中学生まで助成を拡大しました。「小児科救急医療体制の充実」、「成育医療の取組み」では、平成23年5月に開院した西部医療センターに小児医療センター・周産期医療センターを設置し、医療体制の充実を図りました。
○ 豊かな人間性・創造性を備え、社会性を身につけるための支援	子どもの居場所づくり、学び・育ちの支援、さまざまな遊びや体験の推進、安全に過ごせる環境整備などの施策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「青少年の居場所づくり」では、青少年交流プラザにおいて、居場所として自由に使えるよう環境整備を図り、青少年が気軽に立ち寄り、より安心して過ごせるようになり、また、児童館において、居場所づくりを1館で実施するとともに、平成24年度から16館での実施に向けて、次期指定管理者の選定において必須事業としました。 ● 幼稚園・保育所の教育や保育の質の向上に努めました。また、全小中学校における「少人数指導の推進」を進め、きめ細かな指導をしました。 ● 「名古屋少年少女発明クラブの運営」では、科学館の新館オープンに伴い、各種ものづくり教室等の開催回数の増加により、子どもたちの参加者数は大幅に増加し、科学技術やものづくりに関心を持つ契機を与え、人材育成の場を提供しました。「子ども会活動への支援」は、単位子ども会等の数が減少傾向であるため、それらへの対応が課題です。 ● 「なごやエコキッズの推進」、「なごやエコスクールの推進」など、環境についての学びを進める事業を推進しました。

施策2 子どもの育ちの支援（その2）

施策の展開	内容	平成23年度の実施状況
○ 若者の社会的自立への支援	若者が大人として自立できるような活動の支援や、キャリア教育の推進などの施策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「青少年交流プラザ」では、青少年の状況に応じた「総合支援プログラム」に基づき、ワークショップを取り入れるなど青少年の社会参画に関わる事業の充実を図ることで青少年の主体性を高めました。また、「若年者自立支援事業」においては、ニート等就労困難な若者へのカウンセリングや電話相談等の充実を図りましたが、就労に困難を抱える若者は依然として多く、相談内容も多様化していることから、これらの対応を含めた支援策の充実が課題です。
○ 特に支援を要する子どもの支援	保護を要する子ども、障害のある子ども、外国人の子どもなど特に支援を要する子どもの支援を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「児童養護施設などの入所児童のケアの充実」では、心理療法職員配置施設を前年度から増やしました。また、「里親委託の推進・里親への支援の充実」では認定及び登録里親数、委託児童数ともに増加しました。 ● 「障害児の放課後支援」については、児童デイサービス及び障害児デイケア事業の実施か所数、利用回数がともに大幅に増加しました。 ● 「日本語指導講師の配置」の配置校や「母語学習講師の配置」の配置人数を拡大するとともに、新たに開設した日本語教育相談センターで初期日本語集中教室や日本語通級指導教室を実施し、「日本語指導が必要な児童生徒の新しい受入システムの整備」を推進しました。

施策3 子育て家庭の支援（その1）

保護者自身が子育てを楽しみ、子どもと十分に向き合い、子どもの育ちを支えていくことができるよう環境整備することにより、子育ての不安感・負担感や孤立感の軽減に努めます。

施策の展開	内容	平成23年度の実施状況
○ 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	安心して親になるための支援、妊婦への支援や育児の不安等を解消し親として子育てを楽しむことができるための支援などの施策を進めます。	● 「不妊治療費助成事業」では、助成件数が増加しました。「妊婦健康診査」では、平成23年度においても検査項目を4項目追加して実施しました。また、「子どもあんしん電話相談事業」は年間を通じて看護師を3名体制にし、相談体制の充実を図りました。
○ 経済的負担の軽減	子育ての経済的負担を軽減するため、手当の給付や保育サービス等の費用の軽減などの施策を進めます。	● 国の制度により「子ども手当の支給」を行い、「保育料の多子軽減」や「保育料の負担の軽減」により保育料の負担を軽減しました。また、「就学援助」、「私立幼稚園授業料補助」、「市立高等学校入学料などの減免」など就学にかかる負担を軽減しました。
○ 社会全体での子育て支援	地域や事業者などの立場に応じた子育て支援や幼稚園・保育所による支援などの施策を進めます	<ul style="list-style-type: none"> ● 「名古屋のびのび子育てサポート事業」や「なごやつどいの広場事業」では会員数や利用者数が伸びていますが、目標数値達成のためにはさらなる取り組みが必要です。また、「私立幼稚園親と子の育ちの場支援事業への補助」、「市立幼稚園心の教育推進プランの実施」、「地域子育て支援センター事業」など地域での子育て支援の事業を推進しました。 ● 事業者と連携した支援として「なごや未来っ子応援制度（ぴよか）」や「親学推進協力企業制度」を推進しました。「親学推進協力企業制度」は登録企業が前年度から増加しました。

施策3 子育て家庭の支援（その2）

施策の展開	内容	平成23年度の実施状況
○ 子育てにやさしいまちづくり	子育てしやすい住宅に関する施策や、子育て家庭が安心して外出できる施策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「多家族世帯向け住宅入居募集の実施」、「定住促進住宅の子育て支援」などにより、子育てしやすい住宅に関する事業を推進しました。 ● 「公共交通機関等におけるバリアフリーの推進」、「コミュニティ道路の整備」、「道路のバリアフリーの推進」により安心して外出できるまちづくりを推進しました。「公共交通機関等におけるバリアフリーの推進」では、国の新たな方針を踏まえ、今後の整備補助について検討を進めていくことが課題です。

施策4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

事業者や働く人の意識を変えていくために、市民や企業への働きかけを進めるとともに、保育サービスの充実など仕事と子育ての両立支援を進めます。

施策の展開	内容	平成23年度の実施状況
○ 働き方の見直しに向けた取組みの推進	保護者が安心して、ゆとりを持って子育てできるように支え、子育て家庭の仕事と生活の調和を推進する施策を進めます。	● 市民を対象とした働き方の見直し等についての講演会や事業者を対象としたワーク・ライフ・バランスのセミナーなどの実施、「女性の活躍推進企業認定・表彰制度」、「子育て支援企業認定・表彰制度」などの実施により、子育て家庭の仕事と生活の調和を推進しました。
○ 多様な働き方に対応した保育サービスの提供	仕事と子育てを両立できるよう多様な保育サービス施策を進めます。	● 「保育所待機児童解消の取組みの推進」により、保育サービス提供量を大幅に拡大し、平成24年4月1日現在の待機児童数（3歳未満児）は5年ぶりに減少したものの、引き続き、待機児童の解消に向けて、保育サービス提供量の拡大に取り組んでいく必要があります。また、「休日保育事業」、「延長保育事業」、「一時保育事業」、「病児・病後児デイケア事業」の拡充により利用者数は前年度から増加しており、多様な保育サービスの事業を推進しました。
○ ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭等自立支援計画に基づき、ひとり親家庭が仕事と生活(子育て)のバランスがとれた生活を送るための総合的な支援を進めます。	● ひとり親家庭が仕事と生活のバランスがとれた生活を送るための総合的な支援として「ひとり親家庭等に対する自立に向けた相談の実施」や「母子家庭等自立支援センター事業」等を実施しました。「養育費相談の実施」については、電話相談に加え、必要に応じて司法書士による面談を実施するとともに、新たに同行支援を開始しました。